平成31年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 平成31年 3月15日(金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 大 江 寿 6番 西尾 幸太郎 茂春 11番 石 田 2番 村 上 謙武 7番 池田 賢 治 12番 髙 宮 陽一 3番 菊 地 政 文 8番 安部 大 助 13番 米 澤 壽重 4番 石 橋 雄一 9番 前 田 芳 樹 14番 遠藤 義光 5番 村 上 晃 三三郎 10番 平田 文夫 16番 福田

1. 欠席議員

15番 池 田 信 博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池	田	高世	世偉	上下水	道課	長	田	中	秀	喜
副町	長	大	庭	孝	久	建設	課	長	田	中	文	夫
教 育	長	村	尾	秀	信	大規模	事業課	長	河	北	尚	夫
総 務 課	長	野	津	浩	_	施設管	理 課	長	大	西	洋	_
会 計 管 理	者	渡	部		誠	総務学校	教育調	長	池	田	茂	良
財 政 課	長	石	田	寛	弥	社会教	育 課	長	吉	田		隆
税務課	長	濱	田		勉	布 施 ラ	支 所	長	竹	本		久
町 民 課	長	名	越	玲	子	五箇	支 所	長	金	坂	賢	_
福 祉 課	長	中	林		具	都万万	支 所	長	佐々	木	義	直
保健課長補	自佐	中	嶋	洋	子	危機管	理 室	長	吉	田	篤	夫
環境課	長	砂	本		進	中出品	長所	長	村	上	克	樹
観光課長補	首佐	宇	野	慎	_	中央公	民館	長	高	梨	勇	光
農林水産調	县 長	藤	Ш	芳	人	総務課	長補	佐	野	津	千	秋
地域振興調	長	佐々	木	千	明	財政課	長 補	佐	日	野	利	幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子 議事の経過

〇議長(石 田 茂 春)

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 9時30分)

(全員協議会開会宣告 9時30分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

日程第 1.委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第24号「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化センター)建設工事委託に関する基本協定〕」までの13件、及び議第26号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」から議第43号「平成31年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの18件、計31件、並びに、要望2件と継続審査となっています各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件について、所管の委員会における審査の経過及び結果等 について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番: 髙宮 陽一 議員

〇12番(髙 宮 陽 一)

総務教育民生常任委員会の報告を行います。平成最後の報告になると思います。

当委員会は、議会閉会中の2月25日、27日、28日、会期中の3月12日、13日、14日の6日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」及び、各特別会計予算

を含めた11件と、議第12号、「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正・制定など5件の計16件であります。

はじめに、審査の結果についてでありますが、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」及び各特別会計予算、また、議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」等、条例の一部改正・制定など付託された16件については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項について申し上げます。

まず、平成31年度一般会計予算の内、教育費の小学校施設整備費4,844万7,000円は、 学校施設の老朽化に伴い、施設の長寿命化計画の策定や、各小学校の改修を行うもので ありますが、それぞれ各学校の改修・修繕工事内容が不明確であり、詳細な資料の提出 を求め理解を深めたところであります。今後は、議会から関係資料を求められる前に積 極的に関係資料を提出すべきと指摘したところであります。

また、有木小学校の大規模改修工事については、本年度、学校施設環境改善交付金が 不採択となったことから、緊急を要する校舎屋根の改修工事とエアコン改修工事を町単 独事業として対応し、新年度、引き続き、大規模改修工事費2億8,000万円余りが計上さ れております。

委員からは、「昨年の二の舞を踏むのではないか。」「採択されてから補正対応すべきではないか。」また、「児童生徒の安全安心な教育環境を整備するためにも補助金に頼ることなく、最優先すべきだ。」等多くの意見がありました。今までにも、各学校の施設整備計画を早急に作成するよう指摘してきており、教育委員会部局として、もっと安全安心な教育環境の整備については積極的に取り組むよう強く指摘したところであります。

次に福祉費関係予算についてでありますが、新規事業の「福祉・介護職員処遇改善助成金事業」や、「介護職員等子育て支援代替職員費補助金制度」は、福祉・介護職員等の定着化や離職防止を図り人材確保を図るものであり、一定の評価をするものであります。 今後、この制度の目的達成のため、早急に補助金交付要綱等を定め、適切に対応するよう指摘いたしました。

次に、社会福祉協議会補助金についてでありますが、補助金増額の要因は人件費を増額したことによるものであります。委員からは、「人件費全額を補助金としていつまでも町が負担するのは如何なものか。」「社協も更に事業展開し、自主財源を確保すべきではないか。」多くの委員から意見がありました。町社会福祉協議会も自主財源を確保するよ

う積極的に事業展開に取り組むよう、町として指導すべきと指摘したところであります。 また、昨年末にスタートしたシルバー人材センター事業は、平成31年度は約600万円の 事業費に対し、町補助金216万5,000円が計上されています。事業の目標は、現在の会員 数32名を100名に、また受注件数150件とし、更に、事業調整をはかるためにコーディネ ーター1名を配置する計画となっています。

委員からは、「昨年末スタートしたばかりで、コーディネーターを配置するのは早計ではないか。」「軌道に乗るまで社協職員が努力すべきではないか。」等の意見がありました。 当委員会としても、当面は社協職員で対応し、コーディネーターの配置については社協としっかりと協議するよう指摘したところであります。

次に、老人クラブ活動補助金であります。クラブ数・会員数の減少により、補助額は 年々減少しているのが現状であります。趣味や価値観の違いなどにより加入促進が難し い現状であるとのことでありますが、それぞれ地域事情に違いがあるとは思いますが、 地域防災や地域での暮らしを確保するためにも、区・自治会と共に、老人クラブや婦人 会との連携強化は不可欠であり、地域福祉の向上のためにも町として加入促進・組織化 対策について関係機関と共に努力するよう要望いたしました。

次に、衛生費関係予算の医師招へいについてであります。診療所医師の招へいについては、県医療政策課の協力により、県・町のホームページや医療関係機関誌への広告掲載などにより、都万診療所医師を招へい出来たことは、執行部の取り組みに敬意を表するものであります。

本年9月には、五箇診療所の医師の退職も予定されており、医師招へいのため積極的に 対応するよう要望したところであります。

次に、条例改正等についてであります。議第16号の「隠岐の島町長、副町長及び教育 長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、本町が行財政改革を取り 組み中との理由から町長以下、三役の給与を1年間削減するものであります。

委員からは、「減額の理由は分からない。」「いつまでも削減は続けるべきでなく本来の額にもどすべきだ。」「報酬等審議会で審議すべきではないか。」等の意見がありましたので、今後どのような対応をするのか、十分検討するよう申し添えておきたいと思います。最後に、所管の調査事項について申し上げます。

まず、隠岐の島町公園整備基本計画書(案)についてでありますが、本計画は、少子高齢化が進展する中、持続可能で適正な維持管理が図れるよう中期的な公園整備基本計画

を定めるとし、「町民の憩いの場としてだけでなく、観光・交流の場として利用できるように」との計画(案)であります。

当委員会では、策定委員会での検討経過やパブリックコメントの状況、その対応等について担当課から説明を受け慎重に議論いたしました。

委員からは、特に、整備方針の中で「町の中核となる公園整備方針」について多くの意見・指摘がありました。その主な内容は、「何故、中核となる公園が必要か。」「中核となる公園の理由が明確でない。」「隠岐の魅力は海であり、観光・交流の場をというのであれば、あいらんどパークの方が良いのではないか。」「寺の前は自然公園で良いのではないか。」「公園整備計画が完成していない中で、寺の前公園の整備は問題だ。」など、多くの意見や指摘があったところであります。

本計画書は、パブリックコメントを整理した上で3月末完成するとのことでありますが、 平成27年に策定した総合戦略との整合性もなく、内容的にも多くの問題・課題もあることから意見や指摘事項を踏まえ、しっかりとした計画とするよう、見直しも含め検討するよう要望しておきたいと思います。

次に、隠岐の島町役場等現庁舎調査研究報告書についてでありますが、役場庁舎・教育委員会庁舎など、新庁舎への移転後の利活用の方針について報告がありました。

調査研究委員会では、経済6団体等との意見交換を行い、一定の方向性を示したとのことでありますが、委員からは、「今後の利活用については、もっと地区住民の意見も参考にすべきでなないか。」「各種事業団体の意見も聞くべきではないか。」「公有財産の関係は、総務課ではなく施設管理課で増員してでも対応すべきではないか。」等々の意見もあり、当委員会としては、やはり地区住民としっかり協議して今後の利活用を進めるよう指摘したところであります。

次に、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」平成29年度分でありますが、本町には多くの計画がありますが、近年、評価する時期や報告が遅れ気味になっていると思われます。

本教育に関する報告書も、当委員会でも再三指摘してきましたが、ようやく今定例会での報告となり、報告書を作成することが目的となっているのではないかと危惧しているところであります。特に近年は「PDCAサイクルの徹底」が重要視されている中で、その評価が、次年度に活かされることが重要であり、今後は、各種報告書の作成と報告を速やかに行うよう要望しておきたいと思います。

次に、隠岐郷土館の修繕工事についてであります。隠岐郷土館の修繕については、昨年12月に契約を締結し工事に着手したとのことでありますが、教育委員会から追加工事の報告がありました。

内容は、工事を始めたところ予想以上に腐食していることが1月15日に判明し、部材変 更工事が必要となったため、399万6,000円の予算不足が生じた。県と今後の対応につい て協議したところ、年度内に事業完成することを条件に県補助金を追加するとの回答を 得、本町の財政課と協議して予備費充当で対応することとし、業者とも協議して年度内 完了の回答を得たとのことであります。

このような事態は、十分な事前調査をしてなかったことが要因であると言わざるを得ません。また、予備費の充当に反対するものではありませんが、事前に議会に報告し、その後の対応を協議すべきであり、その時間も十分あったと思います。このような対応は議会軽視であることは言うまでもなく、当委員会に教育長の出席を求め、今後はこのようなことがないよう厳重に注意したところであります。

以上、総務教育民生常任委員会の報告といたしますが、所管の調査事項については、 議会閉会中も継続して調査研究することとし、総務教育民生常任委員会の報告を終わり ます。

〇議長(石田茂春)

次に、産業建設常任委員長 9番:前田 芳樹 議員

〇9番(前田芳樹)

産業建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の2月25日、26日、27日と会期中の3月7日、12日、13日、14日の計7日間開催いたしました。

付託案件の審査の結果でございますが、別紙の通り、付託された議案については全会 一致で「可決すべし」とし、2件の要望案件については全会一致で「採択とすべし」とい たしました。

付託案件の審査の中で、意見・指摘事項などが多かった主なものについて報告をいたします。

まず、議第26号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」、本件は、庁舎附属棟5棟及び建築主体工事等の追加工事費2億6,920万円余の増額変更を求めているものであります。

委員からは、「なぜ入札後にこの様な多額な宿泊費と渡航費を追加計上しなければならい事態となったのか。本体工事の設計段階でこのような事柄は含まれているべきものであり、当初の契約書に今回の増額変更に関する条項はどのように取り扱われていたのか。 高価なインターロッキング舗装は安価な舗装工種に変更すべきではないか。予算の執行段階までに精査をして工事費の節減に努めるべきだ。」などの意見がございました。

執行部からは、「入札時の積算では宿泊費等の経費は未計上であった。入札前にJV代表者から、『技能者不足で島内対応が不可能な工種に関して島外からの技能者が必要になる。その宿泊費は考慮しているのか。』との質疑書が提出され、『受注後の変更協議としたい。』と回答していた。鉄筋等の工種で島内の建築関連業者や従業員の減少で大規模な工事の施工が困難になってきている現状と、入札時の積算については担当課としては配慮不足であった。工事費節減の為に、実施段階での宿泊費、渡航費の減額余地はある。また、インターロッキング舗装は、なるべく減らすようにしたい。」との返答でありました。

委員会としましては、入札前質疑書で変更協議をする約束があったこと、公共工事の 品質確保の促進に関する法律で工事の品質を確保するためには適切な設計変更をする義 務が定められていること、また、工事の進捗を停滞させないことをもって全会一致で「可 決すべし」といたしました。但し、再びこのような配慮不足による多額な工事請負変更 の事態が生じないよう強く指摘をしたところであります。

次に、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」についてです。

まず、ジオパーク中核・拠点施設整備事業についてです。

隠岐ユネスコ世界ジオパークを広く宣伝し、集客をする拠点となる中核施設の設置で 建築主体工事と展示物の作成業務を本格化させるという。平成31年4月下旬に入札を行い、 5月中旬に施工を開始し、平成32年11月末までには展示物の搬入をして完成を目指しているものでございます。

委員からは、これまで事業費は9億5,900万円としてきたものが、なぜ、15億2,000万円まで大きく膨らんできたのか、説明を求める意見がございました。担当課からは、「事業費の増大は、用地の地盤調査により地中に旧港湾施設の護岸であった大きなコンクリート塊があることが判明して、その撤去処理費用が多額に必要になったこと、展示物のグレードアップで大きく作成業務費が増加したことによるものである。」との説明でありました。

委員会といたしましては、観光振興並びに地域振興のためには、今回のジオパーク拠

点施設が西郷港玄関口の活性化に成り得ると思われるので早期の完成が待たれ、当事業 は進めるべきであるとしたところでございます。

次に、ふるさと納税事業業務委託費についてです。

今後はやり方を変えて、外部の民間事業者へ950万円で業務委託方式にするというものであります。

担当課の説明によれば、「総務省の新指針も出て好機と捉えている。本町に更に多くの 寄付をいただくよう努力をしたい。ある程度の実績を持った県内事業者も対象にしてプロポーザル方式で委託先を募集する。」とのことでありました。委員からは、「業者にまかせっきりでは無く、町職員がしっかりと指導をして新指針を守ってやるべきだ。」との 指摘がございました。

次に、都市公園再編事業・寺の前公園整備費についてです。

既存の寺の前公園を、町民の憩いの場として利用できる本町最大の中核公園に、2年がかりで整備しようというものでございます。

委員からは、「この場所でなければならないのか。中核公園として適正なのか疑問がある。どのような経過で寺の前にしたのか、整備するならもっとよい場所の選定をするべきではないか。」などの意見があり、説明を求めました。担当課からは、「隠岐の島町公園整備基本計画検討委員会に於いて寺の前公園にという話しが出た。子ども議会からの要望や地域からの要望があったことから、現段階では場所の変更はできかねる。」との返答でございました。

その後、町長に当委員会への出席を求め、その意図するところを聞き確認をいたしました。そこで、「子ども議会で2度これについての要望を受けた。休日に子ども連れの弁当持ちで、ゆっくり家族で遊べる大型遊具を設置した中核公園を是非ともつくりたい。本町のどこからも行ける中心部に早く設置したい。町長施策としての強い想いがあります。もちろん、総合戦略に基づいた他の公園についても、順次整備を進めてまいります。」との説明でありました。

委員会としては、中核となる公園に対する思いと周辺公園への考えを聞き、町長の意図するところと事業実施は理解できるとしたところでございます。

次に、所管の調査事項についてです。

まず、西郷145号線橋梁架替事業、愛の橋についてでございます。

長く懸案となっておりました「愛の橋」の架け替えは、所管の当委員会で早期の事業

実施を促してきましたが、いよいよ平成31年度当初予算に詳細設計までの事業費6,300 万円が計上され、具体化してくることとなりました。一日千秋の思いで待ち望んできた 町民の方々へ、施工段階ごとの事業内容と進捗状況の説明を絶えず怠らないよう担当課 に求めたところでございます。

次に、公共下水道の加入率の低迷についてです。

「現在、公共下水道の本管埋設工事が各地で施工中だが、既に完了している地域での加入率はどのような状況か。」との委員からの問い対しまして、担当課からは、「国は本管埋設が完了してから3年以内に宅内配管を本管に接続をするよう規定し、本町では制度融資を活用しての加入率の向上を推奨しているが加入率は伸びていない。その原因の一つに地域住民の高齢化とひとり住まいがある。また、家屋内の下水の発生源が、本管が埋設されている道路側とは反対部分にあり、家屋の床下に配管を埋設せざるを得ず費用が多額になるので躊躇していることがある。」との返答であった。更に委員からは、「自治会の場で、できるだけ多く接続加入して貰うようもっと説明努力をするべきではないか。必要ならば制度融資の上限80万円を幾分引き上げてはどうか。」との意見がございました。

担当課からは、「これまでも自治会の場で要請してきたが、参加者も少なく苦労している。制度融資の上限を引き上げることは検討の余地はあると思われる。」との答弁でありました。

委員会といたしましては、加入率の向上に向けて、より一層の説明と工夫で努力をして行くよう指摘をしたところでございます。

次に、要望案件についてです。

要望第1号「県道316号線の拡幅工事の早期整備のお願いについての要望書」でございます。

歌木地区の区長 福本和夫氏から提出されていた「県道316号線の拡幅工事の早期整備のお願いについての要望書」については、県道316号線中村津戸港線の原田地区から都万地区までの区間の道路拡幅整備に対する要望であります。県による当該路線の区間の整備は、歌木地区住民はもとより本町全域の住民にとっても早期の整備は必須であることから、全会一致で「採択とすべし」といたしました。

要望第2号「後柄足の舗装工事についての要望書」についてです。

津戸地区の区長 古川公平 氏と津戸地先漁場管理委員会代表 濱田利長 氏の連名で提

出されていた津戸地区の後柄足海岸の漁港用地の舗装に関する要望でございますが、地域住民が、毎年数回の除草作業をしてきたが、高齢化が進みもはや除草作業は困難になって環境が荒廃して行くことが理解できることから、全会一致で「採択とすべし」としました。

以上、報告といたします。

尚、所管の調査事項については、引き続き調査研究を行ってまいります。

〇議長(石田茂春)

以上で、「委員長報告」を終わります。

日程第2.委員会の中間報告の件

「委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、広報広聴常任委員会及び、竹島対 策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、広報広聴常任委員会及び、竹島対策特別委員会からの中間報告を受ける ことに決定いたしました。

始めに、広報広聴常任委員会委員長の発言を許します。

広報広聴常任委員長 6番:西尾 幸太郎 議員

〇6番(西 尾 幸太郎)

広報広聴常任委員会の中間報告を行います。

当委員会は1月11日、21日、22日、25日の4日間開催し、「議会広報おきのしま平成31年冬号」を2月7日に配布いたしました。

今、定例会中は3月7日に当委員会を開催し、「議会広報おきのしま平成31年春号」の編集方針並びに、発行の日程について協議いたしました。今後の予定は原稿の締め切りを4月5日金曜日午前中とし、同日に第1回編集会議を行い、本年は5月の10連休の兼ね合いで、嘱託員配布を6月6日といたします。配布予定が遅くなり、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今定例会にて現在の委員構成では最後となりますので、総括的に、これまでの当委員会の活動についてご報告申し上げます。平成29年の春より、これまで特別委員会で取り組んでいた議会広報活動を「常任委員会」として行う事となり、「議会だより」の名称を「議会広報おきのしま」と町民の皆様に親しみを持ってもらえるよう、ひらがな表記に変更したり、YouTubeでの一般質問の動画配信、タブレットの導入などに取り組んでまいりました。議員各位にはこれまでの当委員会への取り組みに対し、ご協力いただきありがとうございました。

しかし、広聴活動の取り組みについては不足しており、反省するところであります。 新体制では、是非広聴活動について議論していただきたいと思います。

以上で、広報広聴常任委員会の中間報告を終わります。

〇議長(石田茂春)

次に、竹島対策特別委員会副委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員会副委員長 1番:大江寿 議員

〇1番(大 江 寿)

竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

特別委員会は本定例会会期中の3月7日に委員会を開催いたしました。その中で付託された調査事項について報告いたします。

始めに、1月31日に行われました竹島要望活動についてであります。長谷成人水産庁長官を始めとする政府関係機関及び地元選出国会議員等に、竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について期成同盟会とともに要望活動を行いました。

次に、2月22日に松江市の島根県民会館にて「第14回竹島の日記念式典」が開催され委員が出席しました。午前中には竹島問題を語る国民交流会が開催され、超党派国会議員、県議会議員をはじめ隠岐の島町久見地区住民、今回からは一般市民もグループディスカッションに参加され、有意義な意見交換会となりました。出席した委員の中からは、「中には地元民に対しての攻撃的な発言があり、いかがなものかと感じた場面があった」「島根県西部の竹島教育に遅れを感じた」などディスカッションを経ていろいろな感想がありました。

午後からの記念式典には、政府関係者から安藤裕内閣府政務官、他県国会議員では稲田朋美元防衛大臣など14人の国会議員が参加されました。後半の講演では関西大学法学部教授中野徹也氏による「国際法による竹島問題の解決」、拓殖大学国際学部教授下條正

男氏による「竹島問題と日本海呼称問題」との二つの講演が開催されました。

3月7日の委員会では、久見竹島歴史館への来館人数報告や、昨年からテーマにしていました啓発の看板についての報告が執行部からありました。啓発看板は、本町庁舎に3月中に設置する予定です。久見での歴史館では来場者に啓発用缶バッジを無料配布、今後は「メチのいた島」のイラスト提供を活用したいとのことでした。

委員からの今後についての提案では、やはり隠岐ということで島前地区も一緒になり 全島をあげて竹島領土権確立に向けて取り組むべきだという意見がありました。

今後、竹島対策特別委員会では引き続き、日本固有の領土竹島領有権の確立について の調査とともに国、島根県への陳情、隠岐全島をあげての活動など議会閉会中も調査研 究してまいります。

〇議長(石田茂春)

以上で、竹島対策特別委員会の中間報告を終わります。

以上で、「委員会の中間報告の件」を終わります。

日程第3.討論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第24号「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化センター)建設工事委託に関する基本協定〕」までの13件、及び議第26号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」から議第43号「平成31年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの18件、計31件、並びに、本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番:村上 謙武 議員

〇2番(村 上 謙 武)

議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」の都市公園再編事業の事業費1億450 万円の予算計上に反対の立場で討論します。

反対する理由は次の三点であります。

まず、一点目ですが、この都市公園再編事業計画については、本定例会が始まる直前 に初めて担当課から説明を受けたところであり、当該事業の具体的な内容や8月以降4回 開催されたところの公園整備基本計画策定検討委員会の検討内容等を見る限り「地域の ニーズを踏まえた都市公園の効率的・効果的な整備・再編を通じた子育て支援、高齢社会への対応等により、豊かな生活環境の整備に寄与する」という、国土交通省が掲げるところの施策の成果が、十分に得られる事業内容とは思えないこと。

二点目ですが、事業の検討段階から既に寺の前公園の再編を前提にした再編事業である感が強く、その結果、現行の都市公園再編事業の内容は、住民のニーズや都市公園の持つ多様な効果を十分に反映したものとは言い難いこと。

三点目、都市公園に期待される効果として、観光振興や地域経済の活性化ということを国交省は掲げており、特に観光振興や地域経済の活性化を図ることは隠岐の島町の重要な施策の柱であることを考えた場合、現行の都市公園再編事業を改めて見直すべきであり、現在の再編計画で新年度事業を実施すべきではないということです。

以上、三つの主な理由により、寺の前公園を都市公園再編事業とする事業案に反対し、当初予算案に対して反対をするものであります。

どうか各議員の皆様にも、ご賛同いただきますようお願いいたします。

〇議長(石 田 茂 春)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番:遠藤 義光 議員

〇14番(遠 藤 義 光)

私は、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」新都市公園再編事業に賛成の 立場から討論をいたします。

この事業は、寺の前公園再編事業、測量設計とそれに基づく整備工事を行うものであります。2年間に跨るものでありますが、本年度予算規模は、1億450万円で、財源は国庫支出金の社会資本整備総合交付金と地方債の都市公園再編事業債、これは辺地債でありますが、それぞれ50%の採択を受けて取り組む事業であります。予定地はご案内のとおり、銚子ダムの建設に伴い工事施工関連施設として使われていた土地を協力をした原田地区に自然公園として整備し、返還されたものであります。

隣接する伊賀湖周辺はジオサイトでもあり、たくさんの人が訪れ散策などを楽しんでおります。公園には晴れた休日にはグループや親子連れなど自然の中でリラクゼーションを楽しむ微笑ましい光景を目にすることが多くあります。海辺京浜地帯と異なり、島であることを忘れさせる緑の山々に囲まれた癒しの空間でもあると思います。同じ公園整備にお金を使うなら、もっといい場所に飲食施設の隣接する場所にと考えるのは、海

に囲まれた島に住む私たちにとってはごく自然な発想ではありましょう。私は様々なことを想定しながら疑問点に対し説明を受ける中で、都市公園の位置付けに基づく国の事業採択によるものであり、その他の公園整備についても総合戦略に則り整備するとのことでありますから、その他の公園整備についても妨げを受けることのないものと確認いたしました。

視点を変えれば、好条件に恵まれた多くの公園を持つ我が町においても、この場所はまず面的、立体的、そしてまた位置的、周辺環境的に他と異なる利点を活かすことができます。そこに素晴らしい空間を演出することが可能と確信するものであります。

隠岐を訪れる人々、観光バス等も沿線からディズニーランドやユニバーサルスタジオ とはまた一味違ったカラフルな夢の空間に暫し童心をくすぐられることでありましょう。 時間ができたら行って遊びたくなると思うに違いありません。

隠岐の島町公園整備基本計画検討委員会や子ども議会からの熱い思いの提案に、町長も共感し雄大な自然の中の広大な敷地を活かした「寺の前公園」を大規模な遊具公園として整備する決断をいたしたものと確信するものであります。親子・友人達との絆を育みながら、子ども達の体力増進、心と体のトータルバランス、隠岐びとの心が育つなど様々な効果を期待するものであります。議員各位の絶大なるご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

そしてもう一点ございます。同じく、一般会計予算の中の「ジオパーク中核・拠点施 設整備事業」についても、賛成討論をさせていただきます。

この事業は、港埋立地造成地における岩塊、コンクリートの塊の存在が判明して、事業費が増額設計となったものであり、設計変更を余儀なくされたものであります。島前では西ノ島町、知夫村に於いては拠点施設の建物は既に完成しており、海士町も完成間近であります。隠岐の島町だけが取り残された状況で、決して良い状況とは言えない。これ以上の遅延は好ましくなく、一日も早く完成を目指すべきであります。今更、場所の変更など時間を掛けている暇はないものと考えられます。どうぞ、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

〇議長(石田茂春)

次に、原案に反対者の発言を許します。

8番: 安部 大助 議員

〇8番(安 部 大 助)

私は、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計」の内、ジオパーク中核・拠点施設 整備事業について反対討論を行います。

ジオパーク中核・拠点施設整備事業に関しては今回、地中にコンクリート等の塊が見つかり撤去作業、或いは展示物のグレードアップなどにより当初予定されていた約9億6,000万円に5億円が増額され、2か年にわたる総額15億円の事業となりました。

私は、ジオパーク中核・拠点施設の必要性は理解していますし、昨年度の9億6,000万円の建設費にも賛成しました。しかし、今回の大幅な計画変更は、そのまま継続するレベルでないと思っています。なぜ、今になって展示物のグレードが上がり補正をするのか、問題ある地盤に建物を建設できるのかなど多くの疑問を抱いています。また、本事業の財源は、7割が交付税措置される借金で3割が県の補助金であることから、実質町が負担する額は少額なものとされておりますが、しかし、建設後の維持管理は町負担のため、毎年多額の税金を支出している維持管理費などが増額することで更に財政負担となることが予測されます。

更に、以前より早期の策定を進めてきた港周辺を含めた「まちづくり整備計画」が平成31年度に策定されます。一度立ち止まりまちづくり整備計画に沿って、今までの検証も含め身の丈にあった施設像を再検討すべきと思います。

そして更に近隣の町民の皆様と協議を重ねながら住民にとっても必要なジオ拠点施設 となるよう進めていくべきと考えます。

以上、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」の内、ジオパーク中核・拠点施設整備事業に反対するものであります。

各議員の皆様におかれましても御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し 上げ、反対討論といたします。

〇議長(石田茂春)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

12番: 髙宮 陽一 議員

〇12番(髙 宮 陽 一)

私は議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」の内、8款の土木費、都市公

園再編事業の「寺の前公園再編測量設計及び整備工事一式」1億450万円の予算に反対の討論を行います。

町長、私たち組織人は仕事を進める時は、まず計画を立て、その計画に沿って物事を進めるというのが私は基本だとこのように思います。本町におきましては、平成27年11月に「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのを策定いたしました。その基本目標の中に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」そして、具体的施策としては、「隠岐の自然を活かした遊び場づくり」ということが掲載をされております。「隠岐らしい自然を活用した遊び場、体験の場、アスレチック、公園、海遊び体験等整備することは、子ども達の心身の成長を伸ばし、自然を愛し島を愛する隠岐びとを育む教育の場としても期待でき、子育ての環境への充実をつなげる。」とこのようにあります。

そういった「総合戦略」の主旨を活かして、今回の公園整備計画が、私は策定されるべきだという風に思います。先ほども、委員長報告で申し上げましたように、今回の整備計画はどう見ても「寺の前」ありきというような形で、このような形で整備計画が策定されているということに誰が見ても感じるのは否めません。そういう意味では「総合戦略」、町長もよく見ていると思いますが、これは貴方が副町長の時に策定をしたものでございます。そこには、隠岐フィールドアスレチック建設事業、自然を活用したアスレチックということで中を読みますと「子どもが遊べる公園を整備する。森の中へアスレチック等の元気で遊べる所の整備をする。隠岐の自然を活かした遊び場、スポーツの場を整備する」とあります。問題はここからです、「設置場所は中心部から交通インフラが整備をされ、駐車場も完備されていること、また、採算制からも自然体験、食事、バーベキュー、宿泊等、一体化した複合施設が望ましいことから、現在の都万アイランドパークが望ましい」とこの様にあります。

私は、これが都万だろうが寺の前だろうが構いません。しかし、この事が貴方が作った計画をなぜ寺の前にしなくてはならないのか、この理由がまったく見えない。町としては、財政的には都市公園の関係でやるのは財政的には良いでしょう、しかし、利用するものは都市公園であろうが農村公園であろうが、それは全然関係がございません。やはり、行って住民が和むそういった場所が、私は公園ではないかという風に感じるところであります。

先ほど来、反対の方も申しておりますが、是非町長はもう一回ここで、我々はスピー

ド感を持てと言いますが、私はちょっとブレーキを掛けてここでしっかりと検討をして「寺の前公園整備事業」は、「総合戦略」との整合性をもって、この隠岐フィールドアスレチック建設事業こういったものをあわせながら、もう一回しっかりと検討をして取り組むべきであるとこの様に考えます。

そういう意味で私は、今回の「寺の前公園整備」の予算については反対を申し上げ、 反対討論として皆さんに是非お願いを理解していただきたいとこの様に考えております。 どうぞ、よろしくお願いをいたします。

〇議長(石 田 茂 春)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

他に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から、議第23号 「町道路線の認定、変更、廃止について」までの12件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起文全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第12号から議第23号の12件は委員長報告のとおり「可決」されました。 次に、議第24号「建設工事委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化センター)建設工事委託に関する基本協定〕」及び、議第26号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎建設建築主体工事〕」から、議第30号「工事請負変更 契約の締結について〔30災266号油井4号線道路災害復旧工事〕」までの6件を、一括して 採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第24号及び議第26号から議第30号までの6件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立「7人」であります。

以上のとおり、採決の結果「賛成」「反対」が同数です。したがって、地方自治法第116 条第1項の規定により、議長が本案に対して「裁決」します。

議第31号「平成31年度隠岐の島町一般会計予算」については、議長は「可決」と「裁決」します。

次に、議第32号「平成31年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、 議第43号「平成31年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの12件を、一括して採決し ます。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第32号から議第43までの12件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」 することに決定しました。

次に、要望第1号「県道316号線の拡幅工事の早期整備のお願いについて」、及び、要望 第2号「後柄足の舗装工事について」の要望書の2件について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号及び要望第2号は、委員長報告のとおり決定されました。 以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかった事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認))

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了 いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成31年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉会宣告 14時40分)

以下余白